

☆はじめにお読みください。

～令和5(2023)年度集団指導(障害福祉サービス事業者説明)掲載資料について

令和5(2023)年度集団指導について、掲載資料の概略は以下のとおりです。

1 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容について

「1 横断的な改定事項」、「2 訪問系サービス」、「3 日中活動系サービス」、「4 施設系・居住支援系サービス」、「5 訓練系サービス」、「6 就労系サービス」、「7 相談系サービス」及び「8 障害児支援」ごとの主な改定内容が記載されていますので、該当の項目をご確認ください。

なお、全サービス共通項目として、次の減算の導入、見直しがありましたのでご注意ください。

◆虐待防止措置

障害者虐待防止の取組を徹底するため、障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業者等について、虐待防止措置未実施減算(所定単位数の1%を減算)を創設

◆身体拘束の適正化

身体拘束等の適正化の徹底を図るため、施設・居住系サービスについて、身体拘束廃止未実施減算の減算額を5単位から所定単位数の10%に引き上げ。訪問・通所系サービスについて、減算額を5単位から所定単位数の1%に見直し

◆業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化

感染症や災害が発生した場合における、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症や非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減額(一定程度の取組を行っている場合の経過措置あり)

◆情報公表未報告の事業所への対応

利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図るため、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」を創設

2 基準条例等の遵守及び不正請求の防止について(資料1)

指定障害福祉サービス事業者が事業を行うに当たって必要最低限度の基準(人員基準・設備基準・運営基準)について説明しています。

また、給付費不正請求の防止策を説明しています。

いずれも適正な事業所運営のために必要な基本的事項でありますので、再度ご確認ください。

3 各指定実施上の留意事項等について（資料2）

障害福祉サービス事業者が指定申請、変更指定申請等を行うに当たって、留意すべき項目をまとめたものです。1 総則的事項、2 事業所運営及び基準条例に関する事項、3 報酬に関する事項等に分け、制度上の変更点や間違いやすい点等を説明しています。

特に1の総則的事項の（1）令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に係る書類の提出においては、今回の報酬改定や年度切り替えに伴う必要な提出書類について説明していますので、ご確認ください。

4 令和5（2023）年度指定障害福祉サービス事業所等に対する実地指導の結果について（資料3）

令和5年度の実地指導での主な指導事項と、それに対する改善のポイントを項目毎にまとめてあります。

過誤調整を指導した事例については赤字で記載しています。

また、個別支援計画に記載が必要な加算について、サービス毎の一覧を作成しましたのでご確認ください。

5 障害福祉サービス等情報公表制度について（資料4）

利用者によるサービスの選択を可能にし、事業者（法人）のサービスの質の向上を図るため、平成30年4月に障害福祉サービス等情報公表制度が施行されました。

これにより、対象となっている事業所及び事業者（法人）は、障害福祉サービス等の情報を県等に報告し、利用者に公表する義務があります。報告を行っていない事業者（法人）は速やかに報告をお願いします。

なお、令和6年度から情報公表未報告減算（所定単位数の10%または5%を減算）が適用される予定ですので、ご注意ください。

6 新型コロナウイルス感染症への対応等について（資料5）

国及び県ではホームページにて感染対策に関する情報提供を行っています。

各事業者におかれましては、掲載のホームページ等を確認いただき、適切に対応されますようお願いいたします。

また、今回の報酬改定に係る、業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化や医療機関との連携強化・感染症対応力の向上についてもご確認ください。

7 障害者虐待の防止について（資料6）

資料は前半と後半に分かれており、前半の「障害者虐待の防止について」は障害者虐待の基本的な重要事項が、後半は障害者虐待対応事例集が記載されていますので、ご確認ください。

なお、令和6年度から虐待防止措置未実施減算（施設・居住系サービスは所定単位数の10%、訪問・通所系サービスは所定単位数の1%を減算所定単位数の1%を減算）が適用される予定ですので、ご注意ください。

8 非常災害対策計画の作成について（資料7）

障害福祉サービス事業所は入所系、通所系ともに非常災害対策計画が作成されていることが必要です。万一計画が未整備又は整備が不十分の場合は、速やかに計画の整備をお願いします。

また、市町の地域防災計画に記載のある施設等（要配慮者利用施設）については、上記計画とは別に避難確保計画の作成と市町への提出が義務となっていますので、ご注意ください。

なお、非常災害対策計画の作成に当たっては、資料中に作成例の掲載先が載っていますので、参考にしてください。

9 共生型サービスについて（資料8）

共生型サービスは、高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするために設けられた制度であり、これにより介護保険事業所と障害福祉サービス事業所等がそれぞれ相互に指定を受けやすくなり、利用者にとっても事業者にとってもメリットがあります。本制度の概要等を説明しておりますので、ご確認ください。

10 業務管理体制の整備について（資料9）

平成24年4月から事業者の方には法令遵守等の業務管理体制の整備が義務づけられ、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届け出ることになっていますので、提出が済んでいないところは、速やかに提出をお願いします。

また、事業者が整備すべき業務管理体制項目は、指定を受けている事業所又は施設の数等で異なりますので、資料をご確認ください。

11 業務継続計画（BCP）の作成について（資料10）

業務継続計画（BCP）とは、自然災害や新型コロナウイルス等の感染症の発生といった、不測の事態が発生しても、重要な事業を「中断させない」、または「中断しても可能な限り短い期間で復旧させる」ための方針、体制、手順等を示した計画のことです。

すべての障害福祉サービス等事業者は、令和6年3月31日までにこの業務継続計画（BCP）を策定する必要があります。

なお、令和6年度から業務継続計画未作成減算（所定単位数の3%または1%を減算）が適用される予定ですので、ご注意ください。

12 障害者差別解消について（資料 11）

栃木県では、障害のある人もない人も共に支え合う共生社会の実現を推進するため、栃木県障害者差別解消推進条例を改正し、令和6年4月1日から施行します。このことを受け、令和6年4月1日から事業者による合理的配慮の提供が義務になります。

合理的配慮とは、障害のある人から、社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの意思の表明があったときに、負担が重すぎない範囲でバリアをなくすことです。当該資料は、障害のある人と事業者が話し合っ、共に対策を検討することの必要性を説明しています。

また、県の障害者差別解消に関する相談窓口や出前講座の紹介も行っております。

13 職場におけるハラスメントの予防チラシ

14 従業員を有期雇用する場合の留意事項チラシ

15 従業員を雇用する場合のお約束チラシ

16 労働委員会パンフレット

13番から16番までの資料につきましては、栃木県労働委員会からの資料で、事業者の方にハラスメントの防止や従業員の雇用関係等で留意していただきたいことが記載されています。

※ 参考資料

上記のほか、厚生労働省からの関係通知等を掲載しましたので、併せてご確認ください。